

化学物質管理ランク指針(製品版) Ver.14への改定と お願い事項について

パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社
品質・環境本部

2024年4月10日更新
(2023年3月1日発行)

P6,14更新

1. ランク指針 改定内容

2. 購入先様へお願いすべき事項

リンク指針 主な改定箇所

■ リンク指針

1. 本指針の目的

2. 適用範囲

3. 運用及び適用除外

4. 制定と改廃

5. 用語の定義

6. 規定管理物質

・禁止物質レベル1

・禁止物質レベル2

・禁止物質レベル3

・ 事業会社制への体制変更等に伴う修正（表紙、裏表紙、用語等）(P.9参照)

・ 事業会社制への体制変更に伴う修正(P.8参照)

・ PFHxSをレベル2からレベル1に格上(P.4参照)
 ・ PIP(3:1)をレベル2からレベル1に格上(P.4参照)
 ・ デクロンプラスをレベル3からレベル1に格上(P.5参照)
 ・ UV-328をレベル3からレベル1に格上(P.5参照)
 ・ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の記載内容を更新(P.6参照)

・ MCCP(C14-17)をレベル3からレベル2に格上(P.7参照)
 ・ PFCA (C15-21)をレベル2に追加(P.7参照)
 ・ BPAをレベル2に追加(P.7参照)

付属書1. EU RoHS指令除外項目一覧表

付属書2. ELV指令除外項目一覧表

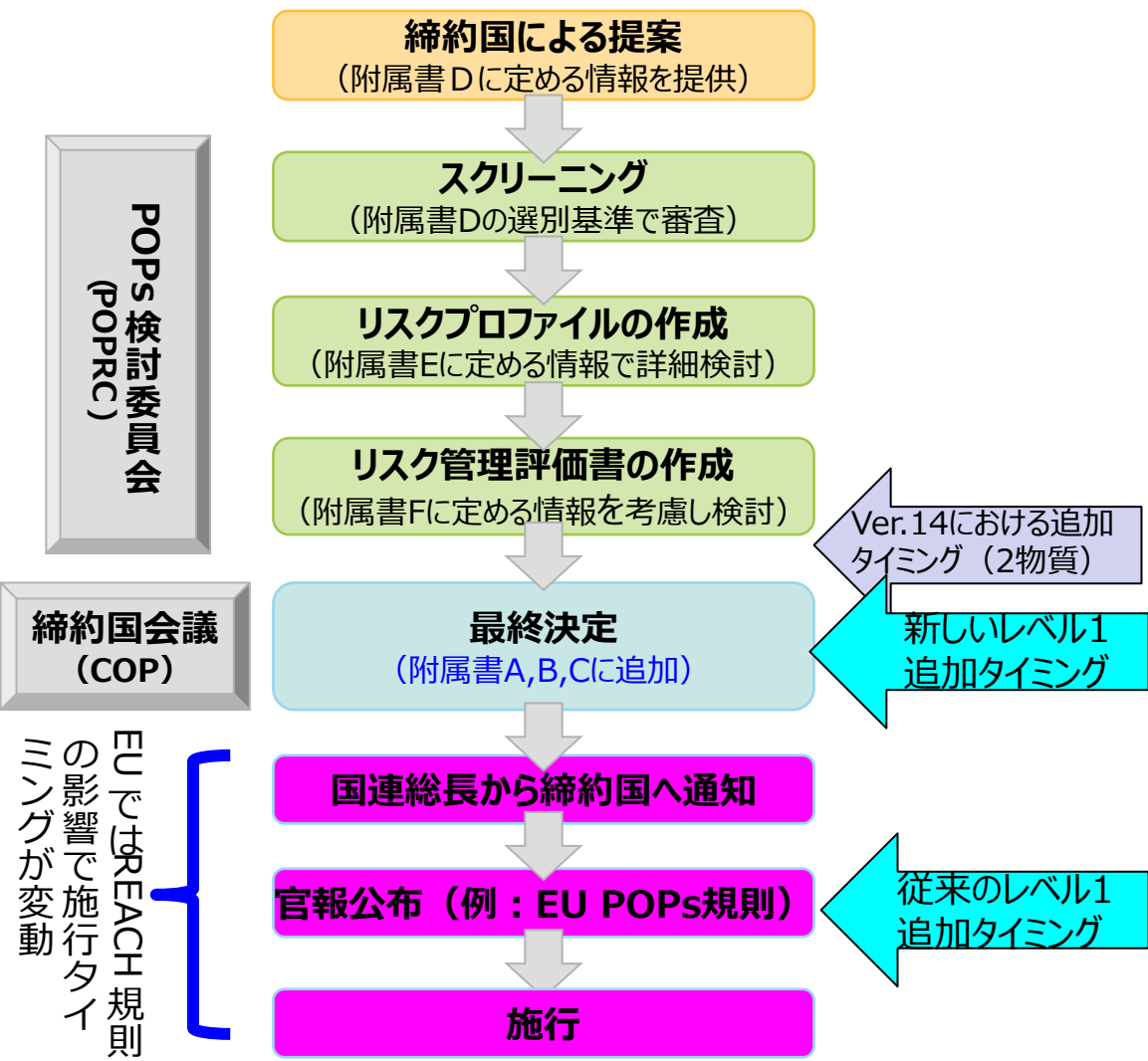
付属書3. 禁止物質の管理値

・ 最新情報へ更新

ランク指針におけるレベル1追加の考え方（変更）

POPs条約の廃絶勧告（付属書A追加）を官報公布と見做し禁止物質レベル1とする

POPs条約における審議ステップと官報公布



【変更理由】

- ◆外部環境
 - 頻繁な規制候補物質の公表
 - 官報の発行時期が見通せず、官報公布から1年以内に施行される可能性がある
- ◆内部環境
 - 不使用保証書の再取得など負荷が大きく、頻繁なランク指針改定は難しい



COPでの廃絶勧告（付属書A追加）でレベル1へ追加する
 但し、Ver.14においては、POPRC（2022年9月末開催済）において、廃絶対象物質（付属書A）への追加をCOPに勧告することが決定した物質が、COP（2023年5月予定）で拒否された事例はないため、このタイミングでレベル1へ追加する

禁止物質レベル1の改定内容(1/3)

- ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質、リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1)) を禁止物質レベル2から禁止物質レベル1へ格上

表1

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質 (別名: パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質)	意図的使用禁止かつ PFHxS(塩を含む)の場合、25ppb(0.025ppm)未満であること*3 1つまたは複数のPFHxS 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が1000ppb(1ppm)未満であること*3	POPs条約
リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	意図的使用禁止*3 (適用除外あり)	TSCA

*3: サプライチェーンを遡って、「パナソニックグループ規制内容」を順守できていることを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。

追加

禁止物質レベル1の改定内容(2/3)

■ デクロンプラス™、UV-328を禁止物質レベル3から禁止物質レベル1へ格上

表1

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
デクロンプラス™ (1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ- 7,15-ジエン)	意図的使用禁止*3 (適用除外あり)	POPs条約
UV-328 (2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル) - 4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール)	意図的使用禁止*3 (適用除外あり)	POPs条約

*3: サプライチェーンを遡って、「パナソニックグループ規制内容」を順守できていることを確認できれば、当該物質の不使用の確認のための分析は不要とする。

追加

禁止物質レベル1の改定内容(3/3)

■ ハイドロフルオロカーボン(HFC)の記載内容の更新

表1

物質/物質群	規制内容	主な参照法令
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	意図的使用禁止*3 (規制対象に限定あり)	カナダ環境保護法1999、 EU Fガス規則 追加

表2-26

物質/物質群名: ハイドロフルオロカーボン(HFC)
規制対象
6.1.3別表1に示すHFCを含む製品
個別用途毎にHFCのGWP(地球温暖化係数)によって期限が設定され規制される 更新
[用途・使用例]
- スタンドアロン冷却機器、集中冷却機器
...

※注意

HFCについては、カナダ環境保護法1999とEU Fガス規則において、個別用途毎にHFCのGWP(地球温暖化係数)によって期限が設定され規制されるため、各事業会社、事業場、および購入先様においてご確認をお願いいたします。

◆EU Fガス規則 (ANNEX IV 参照)

官報URL (英文) : <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/573/oj#d1e35-54-1>

参考和訳 (PDF) ⇒



ANNEX IV

← 2024.4.10更新

◆カナダ環境保護法 (Schedule 1.1 参照)

官報URL (英文) : <https://gazette.gc.ca/rp-pr/p2/2017/2017-10-18/html/sor-dors216-eng.html>

参考和訳 (PDF) ⇒



Canada_Sch1.1

禁止物質レベル2の改定内容

- 中鎖型塩化パラフィン、炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質、ビスフェノールAをレベル2に追加

表1

物質/物質群	パナソニックグループへの部品、材料等の納入禁止日*1	主な参照法令 追加
中鎖型塩化パラフィン (MCCP, C14-17)	今後の法規制動向に応じて設定	EU RoHS指令、 EU REACH規則、 POPs条約
炭素数15から21のペルフルオロカルボン酸 (C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質 (別名：炭素数15から21のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質)	今後の法規制動向に応じて設定	POPs条約、 カナダ環境保護法
ビスフェノールA (別名：BPA、2,2-ビス(4-ヒドロキシフェニル)プロパン) と類似懸念があるビスフェノール類	今後の法規制動向に応じて設定	EU REACH規則

*1：パナソニックグループの事業会社・事業場の事情(例：納入先からの要望など)に合わせて、事業会社・事業場で独自に、本指針より早い時期を設定する場合には、関係者(購入先など)に伝達する。

制定と改廃ルールの修正

■ 事業会社制への体制変更に伴い、制定と改廃ルールを変更

対象	内容	改定の背景	リンク指針反映
4 制定と改廃	制定と改廃ルールの修正	<ul style="list-style-type: none"> 事業会社制への体制変更に伴い、グループ製品化学物質管理委員会体制、およびリンク指針審議フローの変更 	<ul style="list-style-type: none"> 決裁者を品質・環境本部 本部長からグループ製品化学物質管理委員会 実務責任者会議に変更する 調達本部長及び品質・環境本部長を合議者とする 委員会体制の変更に伴い、製品化学物質管理部会を廃止

事業会社制への体制変更等を踏まえた修正

■ 事業会社制への体制変更等に伴い、その他の箇所を修正

対象	修正前	修正後
表紙	公布：パナソニック株式会社 オペレーショナルエクセレンス社 品質・環境本部	公布：パナソニックグループ
裏表紙	発行部署：パナソニック株式会社 オペレーショナルエクセレンス社 品質・環境本部	発行部署：パナソニック オペレーショナル エクセレンス株式会社 品質・環境本部
全体を通して 用語の修正	社内分社等・事業場	事業会社・事業場
全体を通して 用語の修正	パナソニック(株)	パナソニックホールディングス(株)
表2-27 PFOA適用除外	2022年7月1日レターにより 廃止済み	適用除外の削除

1. ランク指針 改定内容

2. 購入先様へお願いすべき事項 (ランク指針改定に伴う社内対応の留意点含む)

- ・禁止物質レベル1の改定に伴い、不使用保証書の再提出をお願い致します
- ・不使用保証書の再提出にあたっては、貴社製品または部品への禁止物質レベル1物質群の含有や混入の可能性の有無を、貴社サプライチェーンも含めて確認くださいますようお願い致します

■再提出の方法

ランク指針Ver.14に対応した最新の「不使用保証書(禁止物質レベル1)」に必要事項を記載・捺印の上、パナソニックグループの事業会社・事業場が設定する期日までに、再提出をお願い致します

(変更点)

◇禁止物質レベル1

・物質群の追加：

- 1)ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質
- 2)リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))
- 3)デクロンプラス™
- 4)UV-328

■留意点

新たに設定した上記の禁止物質レベル1の物質群をパナソニックグループ規制内容を超えて含有する部材は、ランク指針Ver.14不適合となりますので、依頼させて頂いた弊社事業会社・事業場に**至急連絡**の上、代替をお願い致します

ランク指針Ver.14施行日以降に、弊社の担当部門よりGP-Webを介した調査依頼をさせていただきますので、依頼に基づいて含有化学物質情報を再確認(必要に応じてデータを修正)し、最新のツールバージョンでデータの登録をお願い致します

■留意点

- ① 禁止物質レベル1に関して新たに追加された、以下の物質群について、含有状況の再確認をお願い致します
 - 1)ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質
 - 2)リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))
 - 3)デクロランプラスTM
 - 4)UV-328

- ②新たに設定した上記の禁止物質レベル1の物質群をパナソニックグループ規制内容を超えて含有する部材は、ランク指針Ver.14不適合となりますので、依頼させて頂いた弊社事業会社・事業場に**至急連絡**の上、代替をお願い致します

■ 禁止物質レベル2

- 近い将来、レベル1となる可能性が極めて高いため、代替に向けた準備をお願いします

■ RoHS対象物質の適用除外に関して

- 適用除外延長申請のあったその他の適用除外項目については、現在もEUで審議が継続しています。これらの項目についても、適用除外期限が新たに設定される、または適用除外範囲が限定される可能性がありますので、今後の動向にご注視下さいますようお願い致します

関連文書の掲載

以下の文書は下記URLから入手をお願いします

グリーン調達
基準書
Ver.6.5

リンク指針
Ver.14

- ・ 規制値
- ・ 除外項目一覧
- ・ 管理値一覧

日本語

<https://holdings.panasonic.jp/corporate/about/procurement/green.html>

英語

<https://holdings.panasonic/global/corporate/about/procurement/green.html>

中国語

<https://panasonic.cn/about/csr/supply/procurement/>

製品化学物質管理システム
(GP-Web)
マニュアル類
(メンバー専用)

日本語、英語、中国語

<https://www.is.jp.panasonic.com/gecprtl/>

chemSHERPAホームページ

日本語 <https://chemsherpa.net/>

英語 <https://chemsherpa.net/english>

説明資料掲載サイト

日本語

<https://chemsherpa.net/aboutchemsherpa/description>

英語・中国語

<https://chemsherpa.net/english/aboutchemsherpa/description>

2024.4.10更新 →